

東京氷見會規約

- 第一条 本会は東京氷見會と称する。
- 第二条 本会は会員間の親睦を図り愛郷の美風を發揮することを目的とする。
- 第三条 本会は氷見市出身者及び縁故者の東京都及び関東地区に居住する人を以て組織構成する。
- 第四条 本会の事務局は幹事長が在社又は在宅するところに設置する。
- 第五条 会費は年額二千円とする。
- 第六条 本会に次の役員を置く

- (一) 顧問 若干名
- (二) 会長 一名
- (三) 副会長 若干名
- (四) 幹事長 一名
- (五) 副幹事長 若干名
- (六) 常任幹事 若干名
- (七) 会計監査 一名
- (八) 会計幹事 二名

第七条 本会の役員は総会に於いて選挙又は推薦にて決める。

第八条 前条に拘らず会長は顧問を委嘱することか出来る。

顧問は会の運営等について会長の諮問を受け提言する。

第九条 会長は本会を代表し会務を総理し、会長事故あるときは副会長が之に代わる。

幹事長は会務を処理し幹事長事故あるときは副幹事長が之に代わり又は補佐する。

会計幹事は会計を処理する。

第十条 役員任期は二年とし再任は妨げない。

第十一条 総会は毎年六月に開催し役員改選及び会務、会計の報告をする。

又、役員会の決議により臨時総会を開催することが出来る。

第十二条 本会規約の変更は総会による多数決によるものとする。

施行 昭和三十一年五月五日

第六回改正 令和元年六月八日

